

緊急事態宣言解除後の対応

兵庫県への緊急事態宣言が9月30日をもって解除されますが、新規感染者数や病床使用率は、依然として「まん延防止等重点措置」並のステージⅢの状況にあり、感染再拡大への十分な警戒が必要です。

引き続き気を緩めず、感染収束に向けた対策の徹底にご理解、ご協力をお願いします。

① 教育活動

○ 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。

○ 県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

○ 感染防止対策

〔登下校時・出勤時〕

- ・ 生徒の健康観察を徹底し、本人はもとより、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合も登校させないでください。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。

出席停止期間中には、ICTの活用を含めた学習支援に配慮します。

- ・ 登下校時には、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。以下同じ）を着用してください。

ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とします。なお、マスクをはずした場合は会話を行わないこと。

- ・ サーモグラフィ（相生高校では事務室前に設置）等を活用した毎日の検温や手洗いを徹底してください。

〔教育活動時〕

- ・ 感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底します。
- ・ 各教室での可能な限りの間隔を確保し、マスクの着用を徹底します。
- ・ 教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施します。
- ・ 食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わないよう指導します。教室では、昼食時は席を動かさず、前を向いて静かに食べるよう指導します。食堂では、飛沫を飛ばさない席の配置とし、飛沫対策パーティションを設置しています。
- ・ 引き続き不要不急の外出自粛にご協力をお願いします。

〔その他〕

- ・ コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅してください。
- ・ 学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑い

に伴う PCR 検査受診者がいる場合は参加しないこと。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底してください。

- ・ 進学のための受験や就職活動が本格化することから、日頃からの体調管理、感染防止対策等を改めて再確認してください。

② 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。
 - ・ 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。競技中以外はマスクを着用するよう指導します。
 - ・ 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。
 - ・ 学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加（観戦等を含む）は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせてください。
- 県外での活動（※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ）及び合宿（県内を含む）は、緊急事態宣言等解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせます。県内で、県外の学校と行う練習試合等も見合わせます。

その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する予定です。

その際、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可）。
- 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討します。

③ 心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応します。

④ 熱中症対策

登下校時、体育・スポーツ活動において、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先します。